平成27年(ハ)第114号 慰謝料請求事件 原告白子民彦 被告 巫召鴻•吉田卓朗

2015年5月11日

## 原告準備書面 8

## 被告巫の準備書面3 FAX 使用について若干の論及

被告巫の準備書面3(4月24日付)には、裁判経由で郵送送達されている、被告巫の準備書面2の主張を無視した展開の論旨を主張していると、激しく論難した。

被告巫との前訴では、答弁書を除き準備書面は直接に FAX 送受信をしていた、ところが本訴訟では、被告巫は答弁書まで裁判所の FAX 送信して、これを裁判所が郵送で原告に送ってくる。

裁判所に巫が提出する書面は FAX で送る、また吉田・小川も FAX 送信したものが郵送されてくる、何故か、これは書面の指紋検出を避けるためではないか。

当事者同士の裁判書面のFAX使用が民事訴訟法で認められて久しい、これは送信レポートからの確認、また送受信記録に残り、普通郵便よりも確認上確かである。

準備書面の副本は、相手方に直送しなければなりません (民事訴訟規則83条1項)。

「裁判所に提出するのは何らおかしいことではありません」などと言ってる人がおりますが、

団藤・大塚説が刑法の通説だった時代ならともかく、10数年前からは直送するようになっているのですよ。

最高裁判所規則でハッキリと明文化されているのに、これに反する手続を しても「おかしくない」などという感覚は狂気の沙汰としか思えません。

そもそも、訴状に代わる準備書面の催告をするにあたって、 裁判所は副本を相手方に直送するよう指示しています。

実務を知っていれば直送することは常識です。しかし相手に送った副本と、裁判所に送った原本 と内容が違っていたら問題だ。

を内容が違っていたら問題だ。 質問にあるリンク先の回答者や、私の直前で回答している方は、それこそ 実務経験がないか、十数年前から時間が止まっているのでしょう・・・ 「副本を裁判所に提出する」というのはおかしいのです。

平成24年(ワ)第2510号事件では、訴状の受取拒否を二度までした訴外北詰は、立 川支部から送達された訴状には、証拠説明書が欠落していたから、この裁判は無効だ と二回期になり言い出した。

もちろん記録に綴じられておりそんな事実はないが、更に北詰は、原告の準備書面が裁判所を経由されることなく、原告から<mark>直接に FAX で着信したのは手続き違背</mark>であると、裁判の無効を訴えて、これら原告の FAX 送付状を乙第 13・16・17 号証として提出した。

この訴外北詰と被告吉田の共同謀議は、訴状でも追及しているが、事件屋の訴訟沙汰は弁論主張で争うのではなく、手続き・誤記など些細なことに因縁を付けて騒ぎ脅すのが常套手段である。

以上

証拠提出 甲第12・13号証を提出する。

2015年5月11日

## 原告の証拠説明書

号証	標目	写し	作成 者	立証の趣旨
甲12	平成26年(ネ)第2810号 事件の被告吉田の答弁 書から抜粋 2014年7月24日 平成26年(ワ)第8072号 事件の被告準備書面1から抜粋 2014年3月7日	写し	被吉 被巫	平成26年(ネ)第2810号事件の被告 吉田の答弁書の副本の送達は、特別 送達郵便でなく高裁から FAX 送信されてきた。 この吉田答弁書には、日付、被控訴 人の氏名、押印がない、何故にこんなものを書記官が送ってきたか。 吉田は提出書面に奇妙な工作をした。 裁判所に提出する原本には署名、原告に送る副本には印字名、たぶん吉田は裁判所提出の原本は署名と勘違いしての作為だろうが、今回の訴訟ではこの使い分けが見られない。 弁論では争えない被告らの姦計塾策を示す事実。
甲13	原告が訴外・北詰淳司に 準備書面をFAX 送信し た際のFAX 送付状 2012年12月から2014年 2月	写し	原告	2011年当時、被告巫が主宰するデタラメ判決を正す会の責任者・大高正二を支援する小川・吉田、そして大高を冤罪事件の誣告者と糾弾する北詰。吉田・小川は北詰を嫌悪して、互に巫の掲示板で罵倒を繰り返していた。ところが、吉田・小川・巫を提訴した後には、吉田は北詰に接近して、原告への攻撃を始めた。また吉田は自己の事件告発と称して、北詰に裁判所前での街宣、北詰のツイキャス(画像のライブ配信)を使った原告に実名を挙げての詐欺者・犯罪者とした配信をネットで流している。北詰によるIPアドレス乗っ取りは告訴中であるが、インターネットを使った事件屋の存在に対して、裁判所は一罰百戒とした断罪をすべきである。